

令和4年第3回定例会 1日目（9月6日）

会議に付した事件は次のとおりである。

- 議案第43号 令和4年度月形町一般会計補正予算（第4号）
- 議案第44号 令和4年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第45号 月形町議会議員及び月形町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第46号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第47号 月形町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第48号 月形町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第49号 月形町重度心身障がい者及び一人親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第50号 月形町営住宅高齢者等向け住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 選挙第1号 月新水道企業団議会議員の選挙について
- 同意案第1号 月形町教育委員会委員の任命について
- 報告第3号 令和3年度月形町の財政健全化判断比率等の報告について
- 認定第1号 令和3年度月形町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和3年度月形町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 令和3年度月形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 令和3年度月形町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 令和3年度月形町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 令和3年度国民健康保険月形町立病院事業会計決算認定について

○ **議長 金子 廣司** ただ今の出席議員は7人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただ今から、令和4年第3回月形町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分開会）

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分開議）

議事日程第1号は、お手元に配付のとおりであります。

令和4年第3回定例会 1日目（9月6日）

◎ 日程1番 会議録署名議員の指名

- 議長 金子 廣司 日程1番 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長において

大 釜 登 議員
若 井 昭 二 議員

の両名を指名いたします。

◎ 日程2番 諸般の報告

- 議長 金子 廣司 日程2番 諸般の報告を行います。

閉会中の楠 順一議員の辞職に伴い、欠員となっていました委員の選任、委員長及び副委員長の互選についての結果を報告いたします。

委員の選任については、議会運営委員会委員に堀 広一議員、広報特別委員会委員に若井昭二議員を、月形町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において令和4年8月1日に選任しました。

また、委員長及び副委員長の互選については、議会運営委員会委員長に東出善幸議員が、同副委員長に堀 広一議員が、まちづくり常任委員会副委員長に松田順一議員が、広報特別委員会副委員長に東出善幸議員が互選されましたので、報告いたします。

次に、議長会務報告、例月出納検査結果報告、令和3年度月形町教育行政事務の点検及び評価に関する報告については、お手元に配付のとおりでありますので、ご覧願います。

- 議長 金子 廣司 以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程3番 会期の決定

- 議長 金子 廣司 日程3番 会期の決定を議題といたします。

先に、議会運営委員会委員長から8月29日開催の議会運営委員会での本定例会の運営について、報告の申し出がありましたので、これを許します。

- 議長 金子 廣司 議会運営委員会 東出善幸委員長、報告願います。

- 議会運営委員会委員長 東出 善幸 議長の許可をいただきましたので、第3回定例会の運営について、去る8月29日に開催いたしました議会運営委員会の協議結果について、報告いたします。

本定例会に付議され、提案されている案件は、町長の提案に係るものとして、一般会計補正予算ほか7議案、同意案1件、報告1件、認定6件であり、議会から選挙1件、意見案1件、会議案1件の提案が予定されております。

また、付議された議案中、令和3年度各会計決算認定6件は、一括提案とし

令和4年第3回定例会 1日目（9月6日）

て、議長と議会選出の監査委員を除く全議員による決算特別委員会を設置し、これに付託し、休会中の審査とすることにいたしました。

一般質問についてであります。8月26日の通告期限までに、4人の議員から通告があり、9月7日に一般質問を行うことにいたしました。

以上のことから、本定例会の会期は、決算特別委員会の審査期間を考慮して、本日6日から9月13日までの8日間としたところであります。

なお、今議会においても、適宜、議場の換気・消毒などを行うほか、町側の説明員等を最小限の出席とするなど、新型コロナウイルス感染症予防対策を実施いたしますのでご理解を願うとともに、各自、感染予防対策を徹底されますようお願いいたします。

最後に、本定例会における議員の質疑及び町側の答弁については簡潔明瞭にされ、議事運営に特段のご協力をいただきますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。

○ 議長 金子 廣司 以上で議会運営委員会の報告を終わります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただ今、議会運営委員会委員長から報告のとおり、本日6日から13日までの8日間にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 金子 廣司 異議なしと認め、会期については、本日6日から13日までの8日間とすることに決定いたしました。

◎ 日程4番 行政報告

○ 議長 金子 廣司 日程4番 行政報告を行います。行政報告については、お手元に配付のとおりでありますのでご覧願います。

○ 議長 金子 廣司 以上で行政報告を終わります。

◎ 日程5番 選挙第1号 月新水道企業団議会議員の選挙について

○ 議長 金子 廣司 日程5番 選挙第1号 月新水道企業団議会議員の選挙についてを議題といたします。

楠 順一議員の辞職に伴い、欠員が生じた月新水道企業団議会議員1名の選挙を行います。

○ 議長 金子 廣司 お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選とすることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 金子 廣司 異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選とすることに決定しました。

○ 議長 金子 廣司 お諮りいたします。指名の方法については、議長にお

令和4年第3回定例会 1日目（9月6日）

いて指名することにしたと思います。

これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 金子 廣司 異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定しました。

月新水道企業団規約第6条第3項の規定による議会議員に、大釜 登議員を指名します。

- 議長 金子 廣司 お諮りいたします。ただ今、議長が指名しました大釜 登議員を月新水道企業団議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 金子 廣司 異議なしと認めます。よってただ今指名しました大釜 登議員が月新水道企業団議会議員に当選されました。

ただ今、月新水道企業団議会議員に当選されました、大釜 登議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知します。

- ◎ 日程6番 議案第50号 月形町営住宅高齢者等向け住宅条例の一部を改正する条例の制定について、日程7番 議案第43号 令和4年度月形町一般会計補正予算（第4号）

- 議長 金子 廣司 日程6番 議案第50号 月形町営住宅高齢者等向け住宅条例の一部を改正する条例の制定について、日程7番 議案第43号 令和4年度月形町一般会計補正予算（第4号）は、関連がありますので一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。

- 副町長 堀 光一 議案書65ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第50号 月形町営住宅高齢者等向け住宅条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。議案第50号は、町営住宅長寿命化計画を踏まえ老朽化した町営住宅1棟を用途廃止するため、条例の一部を改正しようとするものです。用途廃止する住宅は、北農場団地、住宅番号5-20、昭和44年度建設、築53年経過の住宅1棟で、入居者は既に転居されております。なお、用途廃止後の解体撤去に掛かる経費については、議題となりました議案第43号 令和4年度月形町一般会計補正予算（第4号）でご説明申し上げます。

それでは、議案書3ページをお開きください。続きまして、議題となりました、議案第43号 令和4年度月形町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。第1条ですが、補正予算第4号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ783万4,000円増額し、歳入歳出予算の総額

令和4年第3回定例会 1日目（9月6日）

を歳入歳出それぞれ42億5,169万4,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は4ページから5ページの第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

事項別にご説明申し上げます。20ページをお開きください。はじめに、歳出です。2款 総務費 1項 総務管理費 8目 財産管理費114万8,000円増額、説明欄、旧中和小学校管理経費でございます。現在、社会福祉法人に貸付けしております旧中和小学校に備えてあります暖房器具を老朽化により取り替えをするものであります。台数は4台でございます。3項 戸籍住民基本台帳費 1目 戸籍住民基本台帳費17万9,000円増額、説明欄、戸籍住民基本台帳事務経費17万9,000円、マイナンバーカード申請に係る通信費、マイナンバーカード申請及び交付に必要な備品購入経費で、財源は全額国庫補助金でございます。次に、22ページです。3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費、補正額299万円増額、説明欄、障害者自立支援等給付事業の令和3年度事業の精算に係る国費及び道費の返納金でございます。2目 老人福祉費38万5,000円増額、説明欄、老人福祉事業7万円、令和3年度の低所得者保険料軽減国庫負担事業の精算に係る国費の返納金です。介護保険事業特別会計繰出金31万5,000円につきましては、介護保険事業特別会計における事務費の予算補正額の道会計への繰出金でございます。2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費、補正額15万3,000円増額、説明欄、児童福祉事務経費4万3,000円、令和3年度の子育て世帯等臨時特別支援事業の精算による国費の返納金です。その下、北海道子育て世帯臨時特別給付金支給事業11万円、これにつきましては、国の子育て世帯生活支援特別給付金に上乗せする北海道の給付事業で、支給対象者は市町村民税均等割が非課税の世帯であって、令和4年4月分の児童手当及び特別児童扶養手当の受給者等でございます。給付金額は児童1人当たり1万円、交付金の10万円以外は事務費で、この事業の財源は、全額道費でございます。次に、24ページ、4款 衛生費 1項 保健衛生費 2目 予防費、補正額26万円増額、説明欄、新型コロナウイルス感染症対策経費、消耗品ですが、備蓄用の抗原検査キット200個分でございます。3目 環境衛生費、補正額50万円増額、説明欄、生活飲用水供給設備設置整備事業補助金、当該この補助金の申請ですけれども、当初予算計上の50万円を上回った申請がきており、予算補正により対応するものでございます。次に、26ページ、6款 農林水産業費 1項 農業費 2目 農業振興費、補正額5,000円増額、説明欄、農業人材力強化総合支援事業375万円減額、これについては、国の農業人材力強化総合支援事業が新規就農者育成総

令和4年第3回定例会 1日目（9月6日）

合対策事業に振り替わる等による減額でございます。減額は当初予算で計上していた新規就農研修生1名分の150万円と夫婦による新規就農者分225万円合わせた375万円でございます。新規就農者育成総合対策事業278万7,000円ですが、経営発展支援事業補助金166万2,000円、機械、施設整備等に対する補助金で、国と道合わせて対象事業費の4分の3が補助されるもので、4分の1が新規就農者負担分でございます。今回は1件の新規就農者が221万6,000円の機械等の整備を行い、それに対する国、道の補助金166万2,000円を交付するものでございます。就農準備資金・経営開始資金補助金112万5,000円でございます。最初に説明いたしました国の農業人材力強化総合支援事業がこの事業に振り替わったものであり、夫婦による新規就農者分の半額、半額というのは、本年10月以降令和4年度の半年分となりますが、225万円の半額112万5,000円。補助申請時期が10月以降となりますので、225万円の半額でございます。この補助金は、最長3年間、225万円が交付されますので、今年度残りの112万5,000円については、令和5年度に交付されるものでございます。なお、農業人材力強化総合支援事業で計上していて、今回減額する新規就農研修生分の150万円については、本年度研修生の着任が見込めないことから、この事業に振替計上せず、全額減額補正をいたします。施設園芸エネルギー転換促進事業96万8,000円、この事業は、施設園芸のエネルギー転換に資する取組に対する補助率2分の1の事業でございます。町内花き生産の一農業経営体が省エネ機器及び省エネ効果のある設備や資材等を購入するもので、対象事業費193万4,000円の事業に対する補助金でございます。次に、28ページ、7款 商工費 1項 商工費 2目 観光費、補正額8万円増額、説明欄、観光振興事業、職員普通旅費、月形町議会で予定されております道外行政視察への町職員同行1名分を計上させていただいております。次に、30ページ、8款 土木費 4項 住宅費 1目 住宅管理費、補正額213万4,000円増額、説明欄、町営住宅整備事業、議案第50号で説明させていただきました北農場団地の町営住宅1棟一戸の解体撤去費でございます。

それでは、12ページをお開きください。歳入です。14款 国庫支出金 2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金、補正額17万9,000円増額、説明欄のとおりです。2目 民生費国庫補助金、13万1,000円増額、説明欄、子ども・子育て支援交付金となっておりますが、放課後児童支援員処遇改善事業に係ります令和4年10月から令和5年3月までの国庫補助金でございます。歳入に対する歳出ですが、民生費の学童保育事業の現行予算により執行をするため、歳入のみの補正でございます。続きまして、14ペー

令和4年第3回定例会 1日目（9月6日）

ジ、15款 道支出金 2項 道補助金 2目 民生費道補助金、補正額24万1,000円増額、説明欄、これも、今ほどの子ども・子育て支援交付金、国の支援金と同様の北海道の支援金でございます。その他に北海道子育て世帯臨時特別給付金支給事業費補助金11万円でございます。4目 農林水産業費道補助金、補正額5,000円、説明欄のとおりでございます。続きまして、16ページ、19款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金、補正額631万6,000円増額、令和3年度の繰越金の補正でございます。続きまして、18ページ、20款 諸収入 5項 雑入 5目 雑入、補正額96万2,000円増額、説明欄、障害福祉サービス費等過年度負担金、令和3年度事業費精算に係る追加の交付でございます。国庫負担金分と道費負担金分でございます。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 金子 廣司 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 27ページ、施設園芸エネルギー転換促進事業の省エネの部分について、もう少し具体的にお聞かせ願います。
- 議長 金子 廣司 農林建設課長。
- 農林建設課長 三浦 英司 施設園芸エネルギー転換促進事業ですけれど、これは道が国のコロナウイルス感染症対策臨時交付金を活用した独自事業でございます。コロナ禍からの経済回復等の燃油価格の高騰を踏まえ、施設園芸において価格が大きく変動する燃油への依存度を下げるためにこの制度が創設されたものでございます。中身については、施設園芸のエネルギー転換に資する取組ということで、省エネ機器及び省エネ効果のある内部設備、資材等の購入、無加温ハウスの資材の購入等に係る経費が対象でございます。対象品目としては、施設野菜、施設花きということで、今回1名がLED照明器具の導入費用として、先ほど副町長からも説明があったとおり193万4,000円、そのうち、2分の1が補助対象費ということで、補正予算96万8,000円を計上させていただいたところでございます。以上です。
- 議長 金子 廣司 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 中身については、分かりました。この事業につきましては、今後、何年ぐらい取り組むということはあるのですか。
- 議長 金子 廣司 農林建設課長。
- 農林建設課長 三浦 英司 道による国の臨時交付金を活用した事業ということで申し上げましたけれど、とりあえずこの1年ということで、今年度の事業ということで、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

令和4年第3回定例会 1日目（9月6日）

- 議長 金子 廣司 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 分かりました。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。

- 議長 金子 廣司 大釜 登議員。
- 議員 大釜 登 24ページ、衛生費、今回、抗原検査キット200セットを備蓄するというので、1点目として現在の在庫、2点目として使用期限と管理方法、3点目として今回購入するにあたって、潤沢に抗体検査キットが入ってくるのか、この3点について、お伺いします。
- 議長 金子 廣司 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 現在の抗原検査キットの在庫は、約70セットございます。これまでも愛光園やこども園の集団感染時に使用するというので、各施設に備蓄の中から配付をしております。その他住民の方々に、感染したかもしれないがどうしたら良いか、という相談があった時にお渡しすることもございます。使用期限ですけれど、ものによって期限が違い、現在保有しているものについては、2年間の使用期限となっておりますが、1年のものもありますので、入ってきたものに合わせて順次使うようにしています。現在保有しているものと、今回予算計上している200セットについては、町立病院を通して購入を行っています。普通に購入しようとするが入ってくるのがかなり難しいということで、医療機関に優先的に流通することから、町立病院で購入していただいております。この200セットについても、入る目途は立っております。以上です。
- 議長 金子 廣司 大釜 登議員。
- 議員 大釜 登 これからコロナが収束すれば良いのですが、なかなか難しい。収束しなければPCR検査や抗原検査キットが必要になってくると思うので、病院を通して潤沢に入ってくるのであれば、心配ないのかと思う。管理については、常温で管理するのか、それとも冷蔵庫等で管理をするのか。
- 議長 金子 廣司 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 常温で管理しております。
- 議長 金子 廣司 大釜 登議員。
- 議員 大釜 登 分かりました。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。

- 議長 金子 廣司 松田順一議員。
- 議員 松田 順一 24ページ、衛生費、先ほど、副町長の説明で生活飲用水供給設備設置整備事業が当初予算でみていた件数より多く使われたとい

令和4年第3回定例会 1日目（9月6日）

うことで、新たに50万円の計上があったわけですが、これまでの件数と今年度の件数を教えていただきたいのと、今後も増える可能性があるのか、お聞きしたいと思います。

- 議長 金子 廣司 住民課長。
- 住民課長 藤原 栄一 生活飲用水供給設備設置整備事業ですが、先ほど、副町長から説明のあったとおり、当初予算は1件分50万円計上しております。4月に1件交付決定しており、更にもう1件申請があるということでございます。この事業につきましては、令和元年度からの補助事業ということで制度化されており、令和3年度まではこの事業の申請はありませんでした。今年度に入りまして2件の申請があったということで、計上しております。4年目で2件の申請という状況で、このような数字で推移すると考えております。
- 議長 金子 廣司 松田順一議員。
- 議員 松田 順一 この事業が4年目にして使われたということで、認知されたという解釈で良いのか。今後、どのように推移するのか分かりませんが、だいぶ認知度が上がったと思っているかどうか、その辺、お聞きしたい。
- 議長 金子 廣司 住民課長。
- 住民課長 藤原 栄一 この制度につきましては、周知等はしております。生活飲用水について、対象として北農場の一部、札比内地域がこの設備の供給が必要な大方の地域かと思われまますので、月形町全域というよりは、一部地域での活用がなされるかと思っておりますので、そのような形で推移するかと思っております。
- 議長 金子 廣司 松田順一議員。
- 議員 松田 順一 分かりました。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。

- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 21ページ、マイナンバーカードについて、いよいよマイナポイント第2弾が9月末まで申請ということで期日が迫ってきました。資料を見ると全国的には約45%の交付率となっておりますけれど、本町の交付率は現在どのようになっているのでしょうか。
- 議長 金子 廣司 住民課長。
- 住民課長 藤原 栄一 本町のマイナンバーカードの交付率でございますけれど、令和4年7月末現在で35.5%となっております。以上です。
- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。

令和4年第3回定例会 1日目（9月6日）

- 議員 東出 善幸 低い数字で、私自身もこれから申請しようと考えています。そこで、政府で閣議決定しているデジタル田園都市国家構想の基本方針で、来年度からマイナンバーカードの交付率を地方交付税の算定に反映させるということが検討されているかと思えます。この辺のことについて、もし情報が分かれば教えていただけないでしょうか。
- 議長 金子 廣司 総務課長。
- 総務課長 原 博由樹 ただ今、ご質問の地方自治体のマイナンバーカードの住民取得率割合に対しての交付税の影響があるのかということでございます。先般、新聞等でそのような報道がされたところですけど、今のところ詳細が分かっていないということですので、ご理解いただきたいと思えます。
- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 分かりました。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。

- 議長 金子 廣司 若井昭二議員。
- 議員 若井 昭二 31ページ、町営住宅整備事業、北農場団地解体工事について、もう少し詳しく説明をお願いします。
- 議長 金子 廣司 農林建設課長。
- 農林建設課長 三浦 英司 北農場団地（5-20）解体工事でございますけれども、旧教員住宅ということで、戸建ての住宅、建設年度昭和44年、現在53年が経過しております。住宅についての規模構造ですけど、コンクリートブロック造、2LDK、面積49.8㎡でございます。これに係る解体費用を計上させていただいた補正金額となっております。以上です。
- 議長 金子 廣司 若井昭二議員。
- 議員 若井 昭二 分かりました。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第50号及び議案第43号は、原案のとおり可決することにしたと思えます。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

令和4年第3回定例会 1日目（9月6日）

- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。（午前10時35分休憩）
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。（午前10時36分再開）

◎ 日程8番 議案第44号 令和4年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

- 議長 金子 廣司 日程8番 議案第44号 令和4年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書33ページでございます。ただ今、議題となりました議案第44号 令和4年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。第1条ですが、補正予算第2号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,843万3,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,785万6,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、34ページから35ページの第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。今回の補正は、主に過年度返納金に係る予算の補正でございます。

46ページをお開きください。歳出です。1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費、補正額1万1,000円増額、説明欄、一般管理費、介護保険システム運用保守業務の委託料でございます。これにつきましては、半年間延長して設置したプリンターの保守料でございます。次に、48ページ、3款 地域支援事業費 2項 包括的支援事業・任意事業費 1目 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、補正額21万9,000円増額、説明欄、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、一般職の給料から職員退職手当組合負担金まででございます。主なものですが、本年4月1日付けで担当職員1名が昇格しております。それらによる給与費等の増額でございます。2目 総合相談事業費、補正額8万5,000円増額、説明欄のとおりでございます。次に、50ページ、5款 諸支出金 1項 諸費 1目 過年度返納金、補正額1,811万8,000円増額、説明欄ですが、過年度返納金、令和3年度の介護保険事業の精算による国庫負担金等の返納金、その額は1,821万8,000円ですが、当初予算に計上の10万円を差し引いた1,811万8,000円を補正させていただくものでございます。返納金につきましては、ほぼ介護給付費であり1,781万6,000円が介護給付費分でございます。そのうち、約7割が施設等に係るものでございまして、これらを

令和4年第3回定例会 1日目（9月6日）

勘案しますと、新型コロナウイルス感染症による介護サービスの利用控え等によるものと考えております。

次に、42ページをお開きください。歳入です。8款 繰入金 1項 一般会計繰入金 2目 その他一般会計繰入金、補正額31万5,000円増額。次に、44ページ、9款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金、補正額1,811万8,000円増額。繰越金は令和3年度の繰越金の予定額2,848万8,000円のうち、今回の補正額を足しまして1,811万9,000円を予算化するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第44号は、原案のとおり可決することにししたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。 （午前10時42分休憩）
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 （午前10時42分再開）

◎ 日程9番 議案第45号 月形町議会議員及び月形町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 金子 廣司 日程9番 議案第45号 月形町議会議員及び月形町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書53ページをお開きください。ただ今、議題となりました議案第45号 月形町議会議員及び月形町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。議案第45号は、公職選挙法施行令に規定する公営単価の改定に準じて、選挙運動用公費負担の単価の改定等を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。改正の内容ですが、選挙運動用自動車

令和4年第3回定例会 1日目（9月6日）

の使用における1日あたりの上限単価を一般運送契約以外の契約で、自動車借入契約については「16,100円」に、燃料供給契約については「7,700円」に、選挙運動用のビラの作成における1枚あたりの上限単価を「7円73銭」に、それぞれ引き上げるものです。また、選挙運動用のポスターの作成における1枚あたりの上限単価については、当該作成単価を「541円31銭」に、当該作成単価にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に加える額を「63,250円」に、それぞれ引き上げるものです。この条例は、公布の日から施行するものです。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第45号は、原案のとおり可決することにししたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程10番 議案第46号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 金子 廣司 日程10番 議案第46号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書は55ページでございます。ただ今、議題となりました議案第46号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。議案第46号は、国家公務員の育児休業等の制度の改正に準じ、育児休業の取得回数制限を緩和すること等を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。改正の主な内容ですが、55ページの第2条第4号の改正は、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和と非常勤職員の子が1歳以上の期間における育児休業の取得要件を確認しない場合の要件を定める規定の整備であります。56ページの第2条の3第3号の改正は、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月到達日とする要件について、また、57ページ、第2条の4の改正は、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が2歳に達

令和4年第3回定例会 1日目（9月6日）

する日とする要件について、それぞれ夫婦交代での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定の整備であります。この条例は、令和4年10月1日から施行するものです。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第46号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。（午前10時48分休憩）
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。（午前10時48分再開）

◎ 日程11番 議案第47号 月形町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 金子 廣司 日程11番 議案第47号 月形町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書59ページをお開きください。ただ今、議題となりました議案第47号 月形町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。本年2月から行ってまいりました国における放課後児童支援員の賃金を改善する事業につきましては、本年9月をもって終了いたしますが、本町では10月以降も賃金水準を維持していく考えであります。議案第47号は、暫定的措置として捉え、要綱を制定して取り組んできた放課後児童支援員の処遇改善を、今後も継続していくことから、条例において明確化するため、条例の一部を改正しようとするものであります。改正内容であります。条例中に1条を加え、放課後児童支援員に対し賃金改善に係る規則で定める月額の処遇改善報酬を支給することを規定するものであります。なお、規則で定める

令和4年第3回定例会 1日目（9月6日）

処遇改善報酬の額は、現行どおりであります。標準的な勤務時間週35時間の支援員を月額9,000円として、支援員それぞれの勤務時間数に応じて算出した額となります。この条例は、令和4年10月1日から施行いたします。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第47号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。（午前10時50分休憩）
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。（午前10時50分再開）

◎ 日程12番 議案第48号 月形町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 金子 廣司 日程12番 議案第48号 月形町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書61ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第48号 月形町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。議案第48号は、月形町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例において引用をしております租税特別措置法及び同法施行令の規定に項ずれが生じており、これを是正するための条例の一部を改正しようとするものであります。内容につきましては、議案書のとおりでございます。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。
- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

令和4年第3回定例会 1日目（9月6日）

- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第48号は、原案のとおり可決することにした
と思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決するこ
とに決定いたしました。

- ◎ 日程13番 議案第49号 月形町重度心身障がい者及びひとり親家庭等
医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議長 金子 廣司 日程13番 議案第49号 月形町重度心身障がい者
及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定
についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書63ページでございます。ただ今、議題とな
りました議案第49号 月形町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費
の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げ
ます。議案第49号は、高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、後
期高齢者医療において、一定以上所得のある方の窓口での2割負担が新設さ
れることに伴いまして、重度心身障がい者医療費助成制度の対象にも2割負
担の方を追加するため、条例の一部を改正しようとするものです。この条例
は、法の施行に合わせまして令和4年10月1日から施行するものでありま
す。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いたします。
- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第49号は、原案のとおり可決することにした
と思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決するこ
とに決定いたしました。

- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。 （午前10時55分休憩）
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

令和4年第3回定例会 1日目（9月6日）

（午前10時55分再開）

- ◎ 日程14番 同意案第1号 月形町教育委員会委員の任命について
- 議長 金子 廣司 日程14番 同意案第1号 月形町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 町長。
- 町長 上坂 隆一 議案書67ページをお開きください。ただ今、議題となりました同意案第1号 月形町教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。現在、月形町教育委員会委員で教育長職務代理を務めていただいております岸上希央氏は、令和4年9月30日をもって任期満了となりますが、教育委員会委員に適任と考えており、再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、本議会の同意をお願いするものであります。なお、任期につきましては、令和4年10月1日から令和8年9月30日までの4年間であります。以上で説明を終わります。ご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。
- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。同意案第1号は、原案のとおり同意することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。 （午前10時57分休憩）
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
（午前10時57分再開）

- ◎ 日程15番 報告第3号 令和3年度月形町の財政健全化判断比率等の報告について
- 議長 金子 廣司 日程15番 報告第3号 令和3年度月形町の財政健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。

令和4年第3回定例会 1日目（9月6日）

- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書は69ページであります。ただ今、議題となりました報告第3号 令和3年度月形町の財政健全化判断比率等の報告について、ご説明申し上げます。報告第3号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づきまして、令和3年度決算により算出した財政健全化判断比率等を監査委員の審査意見書を付して報告させていただくものであります。

はじめに、財政健全化判断比率についてであります。この指標は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するため、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの財政指標を定めております。この4つの財政指標における月形町の数値ですが、実質公債費比率が令和2年度決算に比べ0.7ポイント増えています。いずれも財政の早期健全化を図るべき基準の早期健全化基準及び財政の再生を図るべき基準の財政再生基準を下回っております。

次に資金不足比率についてであります。この指標は公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを表すものであります。月形町は、町立病院事業会計と農業集落排水事業特別会計が対象となりますが、いずれの会計においても資金不足を生じておらず、公営企業の経営の健全化を図るべき基準の経営健全化基準を下回っております。

令和3年度月形町の財政健全化判断比率等につきましては、町議会への報告とともに公表しなければならないものであることを申し添えさせていただき、以上で報告を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
- 議長 金子 廣司 報告第3号は、報告済みといたします。

- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。（午前11時00分休憩）

- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。（午前11時01分再開）

- ◎ 日程16番 認定第1号 令和3年度月形町一般会計歳入歳出決算認定について、日程17番 認定第2号 令和3年度月形町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程18番 認定第3号 令和3年度月形

令和4年第3回定例会 1日目（9月6日）

町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程19番 認定第4号 令和3年度月形町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程20番 認定第5号 令和3年度月形町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程21番 認定第6号 令和3年度国民健康保険月形町立病院事業会計決算認定について

- 議長 金子 廣司 日程16番 認定第1号 令和3年度月形町一般会計歳入歳出決算認定について、日程17番 認定第2号 令和3年度月形町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程18番 認定第3号 令和3年度月形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程19番 認定第4号 令和3年度月形町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程20番 認定第5号 令和3年度月形町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程21番 認定第6号 令和3年度国民健康保険月形町立病院事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 ただ今、議題となりました議案書71ページの認定第1号 令和3年度月形町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案書81ページの認定第6号 令和3年度国民健康保険月形町立病院事業会計決算認定についてまでの6つの会計につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、監査委員において、それぞれの決算について審査をいただいたところでありまして、本定例会において監査委員意見書を付けて議会の認定に付するものであります。歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書、歳入歳出決算に関する説明書、財産に関する調書等をもって決算認定の提案をさせていただきますので、審査の上、認定賜りますようお願い申し上げます。
- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりました。お諮りいたします。認定第1号ないし認定第6号の各案件については、議長と議会選出の監査委員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託、審査することにしたいと思います。
これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、認定第1号ないし認定第6号の各案件については、議長と議会選出の監査委員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託、審査することに決定いたしました。
- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。 （午前11時05分休憩）

令和4年第3回定例会 1日目（9月6日）

- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
(午前11時15分再開)
- 議長 金子 廣司 休憩中に、決算特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行いました。この際、報告いたします。先ほど設置しました決算特別委員会の委員長に松田順一議員、副委員長に大釜 登議員が互選されましたので報告いたします。
- 議長 金子 廣司 以上で本日の日程は全て終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。
なお、9月7日の本会議は、午前10時から再開し、一般質問を行います。
(午前11時16分散会)